

このページでは、今月イチオシの情報に焦点をあててお知らせします。

## 東松山市の動画CMが完成!～市の魅力を市HPで公開～

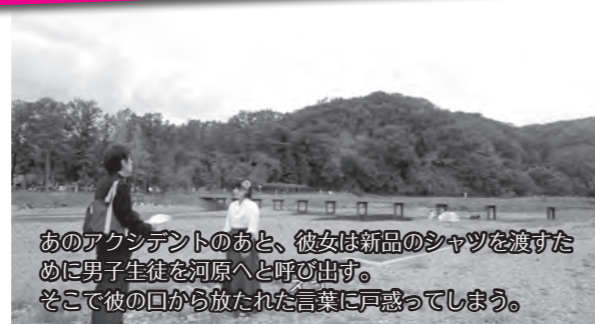
市民の皆さんが出演している動画CMのキャッチコピーが決まり7本の動画CMが完成しました。キャッチコピーは、2月9日(土)に開催した東松山CMアワードで、全国から応募された作品を来場者や審査員が投票し、決定しました。この動画CMは、市の魅力を2人の出会い・結婚・子育てといった全7話までのストーリー仕立てで表現されています。4月1日(月)から市HPで公開しますので、ぜひご覧ください。

### 第1話 出会い そこから始まる 東松山



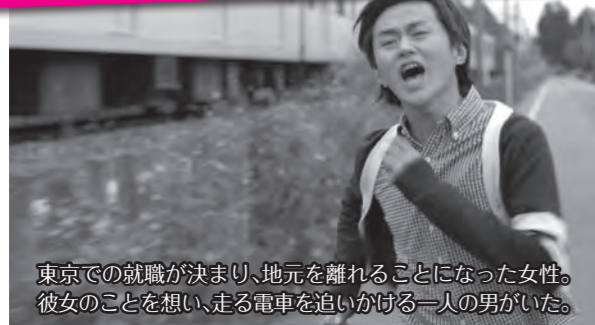
書道部の女子生徒。つまずいた拍子に墨汁で男子生徒のワイシャツを汚してしまふ。どうしよう…。けれど出会いは突然に、これは運命!

### 第2話 告白 わたしもすきです 東松山



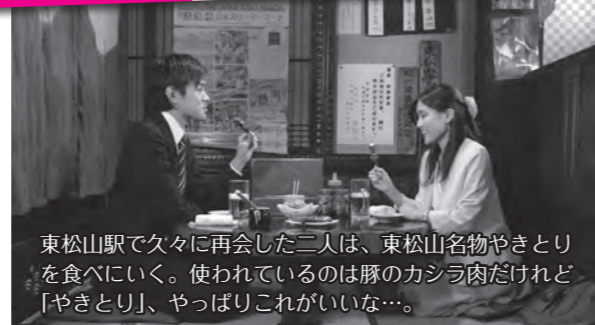
あのアクシデントのあと、彼女は新品のシャツを渡すために男子生徒を河原へと呼び出す。そこで彼の口から放たれた言葉に戸惑ってしまう。

### 第3話 旅立ち 通えるふるさと 東松山



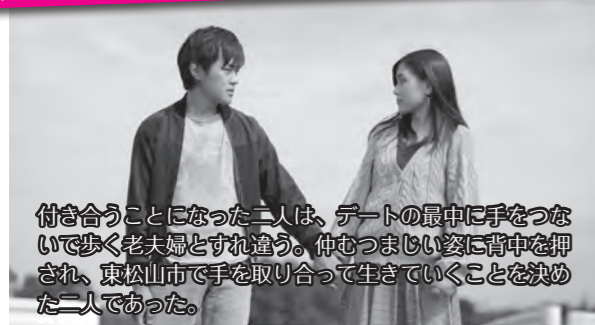
東京での就職が決まり、地元を離れることになった女性。彼女のことを思い、走る電車を追いかける一人の男がいた。

### 第4話 再会 「おかえり」の味がした 東松山



東松山駅で欠々に再会した二人は、東松山名物やきとりを食べに行く。使われているのは豚のカシラ肉だけれど「やきとり」、やっぱりこれがいいな…。

### 第5話 プロポーズ つないだのは、未来でした 東松山



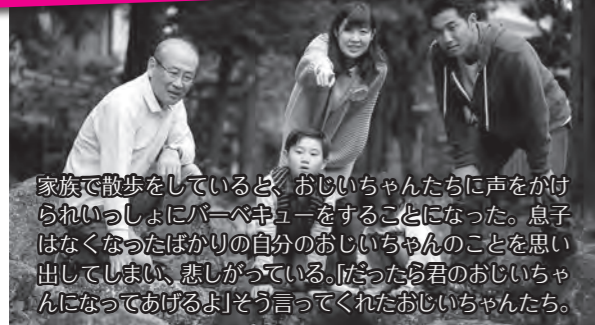
付き合うことになった二人は、デートの最中に手をつないで歩く老夫婦とすれ違う。仲むつまじい姿に背中を押され、東松山市で手を取り合って生きていくことを決めた二人であった。

### 第6話 子育て 休日が充実に 東松山



結婚して二人の子どもができると、休日は家族で遊べる場所を利用するようになった。子育てしやすい東松山市で家族と楽しく暮らしてゆく。

### 第7話 新たな出会い このまちが、我が家です 東松山



家族で散歩をしていると、おじいちゃんたちに声をかけられいっしょにパーベキューをすることになった。息子はなくなったばかりの自分のおじいちゃんのことを思い出してしまい、悲しがついている。「だったら君のおじいちゃんになってあげるよ!」そう言うてくれたおじいちゃんたち。

キャッチコピー入選者(敬称略)  
**大賞** 川村真悟(福岡県)/第5話  
**入賞** 石田泰生(狭山市)/第1話、黒澤和嗣(東京都)/第2話、濱政光(東松山市)/第3話、石田安彩果(東松山市)/第4話、鈴木恵美(京都府)/第6話、小笠原清訓(千葉県)/第7話

問 政策推進課 ☎21-1411 FAX22-5516

## こども医療費の対象年齢を拡大します

2019年8月診療分から支給対象年齢を通院・入院ともに18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大します。新たに支給対象となるこどもは受給資格の登録が必要となります。対象のご家庭には、5月末までにこども医療費受給資格登録申請書を郵送します。なお、中学3年生までのこどもの登録申請は不要です。有効期間を更新したこども医療費受給資格証を7月末に郵送します。



**受給資格の登録申請が必要なこども** 市内に住所を有し、平成13年4月2日から平成16年4月1日までに生まれたこども(保護者の健康保険の扶養から外れたこどもは対象となりません)

**登録申請に必要なもの** ①こども医療費受給資格登録申請書②対象者本人の健康保険証③保護者名義の通帳④保護者及び対象者本人のマイナンバーカード又は通知カード⑤保護者の身分証明書(免許証、パスポートなど顔写真入りのもの)⑥印鑑

※郵送の場合は、①は原本、②～⑤はコピーを同封してください。

**提出方法** 6月28日(金)までに直接(FAX不可)又は郵送で〒355-8601松葉町1-1-58子育て支援課へ。

問 子育て支援課 ☎21-1461 FAX23-2239

## 東松山市成年後見センター 4月1日開設

東松山市成年後見センターでは、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人などの財産や権利を守る成年後見制度の利用を支援します。

日 月～金曜日午前8時30分～午後5時30分※祝日・年末年始を除く

場 市民福祉センター内

対 認知症・知的障害・精神障害の人

内 成年後見制度の普及・啓発、成年後見制度に関する相談、手続支援(専門職の紹介など)

※専門職への相談は有料になります。

問 東松山市成年後見センター ☎59-5670



こんなときは、成年後見制度を利用しましょう! ～自分で財産管理ができないAさんのお話～



Aさんは認知症により、判断能力が低下し、所有しているアパートを管理することができません。遠方に住む親族が、後見開始の審判の申立をしました。その結果、司法書士が成年後見人に選任され、アパート管理と医療費の支払いなどをするようになりました。

## 化石発掘体験者3万人達成 ～化石と自然の体験館～

2月24日(日)、化石と自然の体験館は平成28年4月の開館以来、化石発掘体験者が3万人を達成しました。記念すべき3万人目は、市内在住の新井翔平さんです。この日は、ご家族で来館され、アオザメやオオワニザメの歯などを発掘したそうです。また、体験館から記念品として化石セットと体験館オリジナルグッズが贈られました。



3万人目の新井さんファミリー(写真中央)

問 化石と自然の体験館 ☎35-3892 FAX35-3900